

こ支虐第360号
こ支家第398号
こ支障第357号
令和7年9月25日

都道府県
各指定都市
中核市
児童福祉主管部（局）長 殿
児童相談所設置市

こども家庭庁支援局虐待防止対策課長
家庭福祉課長
障害児支援課長

被措置児童等虐待対応ガイドラインについて（通知）

社会的養護を利用するこどもに係る被措置児童等虐待対応ガイドラインについて、今般、別添のとおり作成し、令和7年10月1日から適用することにしたので、被措置児童等虐待に関して関係部局の連携体制や、通告等があった場合の具体的対応についての体制整備に加え、対象施設の協議会等との連携の強化及び被措置児童等虐待対応の周知等を図られたい。また、被措置児童等の権利が侵害されている場合は、こどもの福祉を守るという観点から、こどもの保護や、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく施設等への適切な指導等をお願いする。

すべての関係者がこどもの最善の利益や権利擁護の観点をしっかり持ち、被措置児童等虐待の発生予防から早期発見、迅速な対応、再発防止等のための取組を総合的に進めていただくようお願いする。

また、各都道府県におかれては、貴管内の市（指定都市、中核市及び児童相談所設置市を除き、特別区を含む。）及び福祉事務所設置町村への周知につき御配慮願いたい。

なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

おって、本通知の施行に伴い、平成21年3月31日雇児福発第0331002号、障障発第0331009号厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知「被措置児童等虐待対応ガイドラインについて（通知）」は、令和7年9月30日限りで廃止する。

(別添)

被措置児童等虐待対応ガイドライン
～都道府県・指定都市・中核市・
児童相談所設置市向け～

こども家庭庁 支援局 虐待防止対策課
家庭福祉課
障害児支援課

令和7年10月

目次

I 被措置児童等虐待の防止に向けた基本的視点

1. 被措置児童等虐待防止対策の制度化の趣旨	1
2. 基本的な視点	5
1) 虐待を予防するための取組	
2) 被措置児童等が意思を表明できる仕組み	
3) 事業者・施設における組織運営体制の整備	
4) 里親によるこどもの権利保障と養育実践	
5) 発生予防から虐待を受けたこどもの保護、安定した生活の確保までの 継続した支援	
3. 留意点	9
1) 被措置児童等の安全確保のための迅速な対応	
2) 都道府県の組織的な対応・関係機関との連携	

II 被措置児童等虐待に対する対応

1. 被措置児童等虐待とは	1 1
2. 児童虐待防止法との関係	1 3
3. 被措置児童等虐待対応の流れ（イメージ）	1 6
4. 早期発見のための取組と通告・届出に関する体制	1 7
1) 通告等受理機関及び通告等への対応を行う機関	
2) 被措置児童等虐待に関する窓口の周知	
3) 早期発見のための体制整備	
4) 審議会等の体制整備	
5. 初期対応	1 9
1) 相談・通告・届出への対応	
ア 情報の集約・管理の仕組みの整備	
イ 通告等の受理時に確認する事項等	
ウ 守秘義務及び個人情報保護との関係並びに通告による不利益取扱いの 禁止等について	
2) 通告受理機関及び届出受理機関から所管行政庁（担当部署）への通知	

3) 通告等を受理した後の所管行政庁（担当部署）の対応	
4) 措置を行う都道府県と被措置児童等の利用する施設（里親・ファミリーホームを含む。）の所在地の都道府県が異なる等の場合	
6. 被措置児童等の状況の把握及び事実確認	26
7. 被措置児童等に対する支援	28
8. 施設等への指導等	29
9. 都道府県児童福祉審議会の体制・対応	35
1) 所管行政庁（担当部署）による都道府県児童福祉審議会への報告	
2) 都道府県児童福祉審議会による意見、調査等	
3) 都道府県児童福祉審議会の体制	
10. 被措置児童等虐待の状況の定期的な公表	37
11. 被措置児童等虐待の予防等	38
1) 風通しのよい組織運営	
2) 開かれた組織運営	
3) 施設職員等の研修、資質の向上	
4) 里親家庭・ファミリーホームにおける予防的な視点	
5) こどもの意見を踏まえた、こどもの最善の利益を実現する仕組み等	
Ⅲ 参考資料	
・被措置児童等虐待通告等受理票（例）	43

I 被措置児童等虐待の防止に向けた基本的視点

1. 被措置児童等虐待防止対策の制度化の趣旨

(はじめに)

「児童の権利宣言」(1959 年)においては、児童は、「健康に発育し、かつ、成長する権利」及び「適切な栄養、住居、レクリエーション及び医療を与えられる権利」を有することとされており、全てのこどもについて、これらの権利が守られる必要があります。また、「児童の権利に関する条約」においても、「児童が父母、法定保護者又は児童を監護する他の者による監護を受けている間において、あらゆる形態の身体的若しくは精神的な暴力、傷害若しくは虐待、放置若しくは怠慢な取扱い、不当な取扱い又は搾取(性的な虐待を含む。)からその児童を保護する」ことが規定されています。

何らかの事情により家庭での養育が受けられなくなったこども等被措置児童等についても、これらの権利が守られる必要があります、施設等(※1)は、こどもたちが信頼できる大人や仲間の中で安心して生活を送ることができる場でなければなりません。

しかし、こどもが信頼を寄せるべき立場の施設職員等が入所中のこどもに対して虐待を行うということが起きており、こうしたことはこどもの人権を侵害するものであり、絶対にあってはならないことです。このため、児童福祉法等の一部を改正する法律(平成20年法律第85号)により被措置児童等虐待の防止のための枠組みが規定されており(平成21年4月施行)、この枠組みに基づいた取組が進められています。

被措置児童等虐待防止の対策を講じるに当たっては、こどもの権利擁護という観点から、こどもたちが安心して生活を送り、こどもの意見が聴かれ、その一人一人の育ちのニーズが満たされる適切な支援を受けながら、自立を支えるために環境を整えるとの観点を持って、取組を進めることが必要です。

このガイドラインは、施設等における「被措置児童等虐待」に着目した、都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市(以下「都道府県」という。)が準拠すべきガイドラインとして作成したものです。各都道府県においては、このガイドラインを参考とし、管内の関係者と連携して幅広く被措置児童等のための適切な支援策を推進することが求められます。

こうした児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「児福法」という。)における被措置児童等虐待対応の制度化は、施設等における被措置児童等虐待の防止に向けた「枠組」を規定したものです。今後、国や都道府県の行政や施設等の関係者が協働して具体的な取組・事例を積み重ね、こどもの権利擁護を促進するための取組について、関係者間で共通認識を図りながら、対策を実効性のあるものとしていくことが必要であることを申し添えます。

※1 本ガイドラインにおいて、施設等とは、児童自立生活援助事業者、小規模住居型児童養育事業者、意見表明等支援事業者、妊産婦等生活援助事業者、里親、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、指定発達支援医療機関、一時保護施設(一時保護委託先を含む。)を指す。以下同じ。

(経緯)

施設等における被措置児童等虐待に関しては、平成 19 年 5 月にとりまとめられた「今後目指すべき児童の社会的養護体制に関する構想検討会中間とりまとめ」において、「昨今、相次いで施設職員による虐待事件が起こっているが、子どもの抱える課題の複雑さに対応できていない職員の質や教育に問題があったこと、施設におけるケアを外部から評価・検証する仕組みがなく施設運営が不透明になっていること等がその要因として指摘されています。関係者にはこのような問題が二度と起こらないようにするための真摯な努力が求められることはもちろんですが、さらに、このような課題を解決するため、制度的な対応も視野に入れて検討する必要がある」ことが指摘され、平成 19 年 6 月に公布された「児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（平成 19 年法律第 73 号）」においても、「政府は、児童虐待を受けた児童の社会的養護に関し、・・・児童養護施設等における虐待の防止を含む児童養護施設等の運営の質的向上に係る方策・・・その他必要な事項について速やかに検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」ことが附則で規定され、政府における検討事項とされました。

さらに、平成 19 年 11 月にとりまとめられた社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会報告書においては、「社会的養護の下にいる子どもたちは、措置によりその生活が決定されること等を踏まえ、また、近年起こっている施設内虐待等を予防するとともに、これに対応するため、下記のような施策を講じることにより、子どもの権利擁護の強化、ケアの質の確保を図る必要がある。」ことが指摘されました。

これらを受け、平成 20 年の児福法改正においては、被措置児童等虐待の防止に関する事項を盛り込み、被措置児童等の権利擁護を図るため、適切な対応のための仕組みを整備しました。

また、平成 28 年の児福法改正においては、児童の権利に関する条約の一般原則である第 12 条「子どもの意見の尊重」及び第 3 条「子どもの最善の利益」がその総則に位置づけられました（児福法第 2 条第 1 項）。これに伴い、こどもは大人から一方的に保護されるだけの存在ではなく、意見表明と参加の権利を行使する主体として尊重される存在であること、それを通して大人はこどもの最善の利益を目指しうることが確認されました。社会的養護のもとにあるこどもの権利擁護についても、その理念に基づき、更なる推進が求められているところです。

これに伴い、児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律（令和元年法律第 46 号）において、「親権者は、児童のしつけに際して体罰を加えてはならないこととする。児童福祉施設の長等についても同様とする。」ことが規定されました。

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 29 号）においては、保育所等における虐待等の不適切事案が相次いでおり、こどもや保護者が不安を抱えることなく安心して保育所等に通う・こどもを預けられるような環境を整備していく必要があることから、保育所等の職員等による虐待が通告義務等の対象に規定されました。

(主な内容)

児童虐待の防止等に関する法律（平成 12 年法律第 82 号。以下「児童虐待防止法」という。）が対応していない、施設職員等による虐待に対応することをはじめとして、社会的養護に関する質を確保し、こどもの権利擁護を図るという観点から、下記のような事項が規定されています。

- ・ 被措置児童等虐待の定義
- ・ 被措置児童等虐待に関する通告等
- ・ 通告を受けた場合に所管行政庁（※ 2）及び措置を行う都道府県の知事（以下「所管行政庁等」という。）が講ずべき措置
- ・ 被措置児童等の権利擁護に関して審議会等（※ 3）の関与

※ 2 施設等における「所管行政庁」とは、事業、里親、施設又は一時保護の区分に応じ、以下に定める者をいう（以下同じ。）。

- ・ 児童自立生活援助事業、小規模住居型児童養育事業（以下「ファミリーホーム」という。）、意見表明等支援事業又は妊娠婦等生活援助事業
 - これらの事業について届出を受け、又はこれらの事業を行う都道府県の知事
- ・ 児福法第 6 条の 4 第 1 号又は第 2 号の規定による登録を受けた里親
 - 当該登録を行った都道府県の知事
- ・ 児福法第 27 条第 1 項第 3 号の規定による委託を受けた里親（上記に掲げるものを除く。）
 - 当該委託をした都道府県の知事
- ・ 乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設又は児童自立支援施設
 - これらの施設の設置について認可を行い、若しくは届出を受け、若しくはこれらの施設を設置する都道府県の知事又は国の設置するこれらの施設が属する国の行政機関の長
- ・ 指定発達支援医療機関
 - これらの施設が所在する都道府県の知事
- ・ 一時保護施設において行う一時保護
 - 当該一時保護施設を設置する都道府県の知事
- ・ 児福法第 33 条第 1 項又は第 2 項の委託を受けて行う一時保護
 - 当該委託をした児童相談所長を監督する都道府県知事

※ 3 「審議会等」とは、以下に掲げるものをいう（以下同じ。）。

- ・ 所管行政庁が都道府県知事である場合
 - 都道府県児童福祉審議会
- ・ 所管行政庁が指定都市の長、中核市の長又は児童相談所設置市の長である場合
 - 市町村児童福祉審議会を設置する市にあっては市町村児童福祉審議会、市町村児童福祉審議会を設置しない市にあっては児童の福祉に関する事業に従事する者又は学識経験のある者であって児福法第 33 条の 15 第 1 項に規定する事項に関し公正な判断をすることができるもののうちから当該市の長があらかじめ指定する者

そもそも、保護を要するこどもたちの権利擁護を図るということは、当然、施設等の役割に含まれているものですが、児福法においても、「施設職員等は、被措置児童等虐待その他被措置児童等の心身に有害な影響を及ぼす行為をしてはならない。」ことが明確に規定されています（児福法第 33 条の 11）。

さらには、事業者や施設の設置者、里親は、こども、妊産婦、事業を利用する者又は施設に入所する者の人格を尊重するとともに、児福法又は同法に基づく命令を遵守し、忠実に職務を遂行しなければならないことも明確に規定されています（児福法第 44 条の 4）。

都道府県においては、このような基本となる考え方を踏まえ、こどもの福祉を守るという観点から、被措置児童等の権利が侵害されている場合や生命や健康、生活が損なわれるような事態が予測されるなどの場合には、被措置児童等を保護し、適切な養育環境を確保する必要があります。また、不適切な事業運営や施設運営等が行われている場合には、施設等を監督する立場から、児福法に基づき適切な対応を採る必要があります。

本ガイドラインは被措置児童等虐待に着目したものであることから、指導監査全般に係る具体的内容には言及していませんが、都道府県における指導監査体制を見直し、被措置児童等虐待や不適切な取扱い、権利侵害のおそれのある事案が発生していないかを確認するなどの各施設等におけるケアの質についても適切に監査を行い、施設等と関係機関がケアの質についての理解・認識を高めながら改善を図ることも重要です。

こどもの権利擁護を図り、こどもの福祉の増進を進めることが目的であることをすべての関係者がしっかりと認識し、法令事項についてはもちろんのこと、運用面での取組も含め、被措置児童等虐待の発生予防から早期発見、迅速な対応や再発防止のための様々な取組が総合的に進められることが重要です。

2. 基本的な視点

1) 虐待を予防するための取組

被措置児童等の中には、保護者から虐待を受けて心身に深い痛手を受け、保護されたこどももあり、また、そのような背景はなくても、施設職員等から虐待を受けた場合の心の傷は計り知れないものがあります。したがって被措置児童等虐待への対応で最も重要な課題は、被措置児童等虐待を予防するため、こどもの権利擁護の観点も踏まえた取組を進めることであるといえます。

被措置児童等虐待の予防については、直接的に被措置児童等虐待に対応するという観点だけではなく、被措置児童等に対するケアについて、こどもの意見を施設職員等一人一人がしっかりと受け止め、事業者及び施設では組織として対応し、里親はこどもの意見を尊重する姿勢を常日頃から心がけることで被措置児童等の様子を見守り、コミュニケーションがとれる体制を作ること等、ケアの質の向上や、施設等における適切な体制整備を進めることが被措置児童等虐待の予防へつながることになります。

具体的には、事業者及び施設での養育実践において負担が大きいと感じている職員や経験の浅い職員などに対し、事業者・施設内外からスーパービジョンを受けられるようにすることや、里親に対し、里親支援センターやフォスタリング機関、里親会などが関わること等により、施設職員等が一人で被措置児童等を抱え込まず、複数の関係者や機関が被措置児童等に関わる体制が必要です。

また、被措置児童等からの苦情や意見（願いや希望、提案）に対して適切な解決に努めるため、施設においては、苦情解決体制（苦情解決責任者、第三者委員の設置等）を確保するほか、第三者による評価やこどもの意見聴取の機会を導入するなどの取組が必要です。

被措置児童等は学校に通い、医療機関を利用するなど地域で生活を送っています。このため、在宅のこどもと同じように、固有の権利が認められ、学校の関係者、地域福祉の関係者、医療関係者等が常に連携を取りながらチームとして被措置児童等に関わるようにし、チームの構成員として各々が適切な役割分担をしつつ、なすべきことをなすという認識の下に、対応することが重要です。

また、都道府県や児童相談所、市町村、学校、医療関係者、児童家庭支援センター、里親支援センター、フォスタリング機関、児童委員など被措置児童等と関わる機会が多い関係者が定期的に集まり、被措置児童等の権利擁護や虐待への対応等に関する研修やケーススタディを実施すること、要保護児童対策地域協議会の機会を利用して、被措置児童等虐待の防止や権利擁護に関しても協議する機会を設けることなども必要です。関係者が普段からこどもの権利の実現に向けた共通の認識を持ち、具体的な対応が図れるように積極的な取組を進めることが重要です。

<被措置児童等虐待予防のための取組例>

- ・ こどもの育ちの背景を勘案する養育実践
- ・ 研修を通じたこどもの権利についての施設職員等の意識向上
- ・ 「子どもの権利ノート」の作成、被措置児童等への配布
- ・ 被措置児童等虐待について説明するための「しおり」などの作成、施設等を利用しているこどもの保護者やこどもへの説明、配布
- ・ 被措置児童等を対象とした「子どもの権利ノート」を活用することなどによるこどもの権利についての学習会の開催（年齢に応じた理解・周知の反復）
- ・ 「子どもの権利ノート」に関するポスター掲示
- ・ 第三者による定期的な意見聴取の機会の設定と意見の実現に向けた取組の実施
- ・ 「子どもの自治会」等の開催を通じた被措置児童等による主体的な取組や、「意見箱」の設置など、こどもの意見を汲み取る仕組みづくり
- ・ 困難事例への対応についてのケースカンファレンスの開催、専門家によるスーパービジョン等施設職員の資質向上のための取り組み
- ・ 児童相談所による定期訪問調査、その際の被措置児童等との面接
- ・ ケアの孤立化・密室化の防止（複数体制の確保）
- ・ 職員のメンタルヘルスに対する配慮
- ・ 法人・施設や団体で定める倫理綱領、行動規範などについての保護者やこどもに対する説明
- ・ こどもの所有する物品・金銭等の適切な管理
- ・ こどもの現状に即した養育の見直し

など

- * 例えば、滋賀県においては、こどもが施設等で安心して生活できるよう、子どもの権利擁護部会が全ての施設等を対象に実地調査を行い、施設職員及びこどもと意見交換を通じてこどもの権利の実態を評価し、こどもの権利擁護に向けて必要な助言指導を行う「滋賀県児童養護施設等の子どもの権利擁護事業」が実施されています。

特に、被措置児童等の状態の変化などが発見のきっかけとなることから、児童相談所や里親支援センター、フォスタリング機関は平素から被措置児童等と面接を行い、その意見や状況を適時に把握することが必要です。

また、被措置児童等と関わる機会が多い関係者が、前述のように普段からこどもの権利の実現に向けた共通の認識を持つことが、被措置児童等虐待の防止と早期発見につながります。

その上で、虐待が起こった場合には、早期に事実関係を確認し対応することが、最も重要です。

2) 被措置児童等が意思を表明できる仕組み

被措置児童等が安心して生活を送るためには、被措置児童等が自身の置かれた状況をよく理解できるように日頃から説明するとともに、被措置児童等の意見や意向等の実現も含め、自らの存在が尊重されていると感じられる環境の中で生活を送ることができるようにすることが重要です。(暮らしのここちよさ)

このようなこどもの意見や意向等に沿った支援を行う際、こどもと大人の間に大きな葛藤が起こるのではないかと、という危惧もありますが、大人の義務としてこどもの意見や意向等を適切に受け止め、こどもと向き合って客観的な視点で、かつ、こどもの最善の利益の視点から支援していくという姿勢が必要です。

具体的には、一時保護した際や、措置等の際に、こどもの意見や意向等をしっかりと受け止めつつ、自分（こども）の置かれた状況や今後の支援の見通しを可能な限り分かりやすく説明すること、自立支援計画等の策定や見直しの際には、こどもの意見や意向等を確認し、確実に反映すること、こどもが理解できていない点があれば、さらに分かりやすく繰り返し説明すること、「子どもの権利ノート」等の活用により、こどもの発達に応じて、被措置児童等が自らの権利や必要なルールについて理解できるよう学習を進めることなどが重要です。

このほか、都道府県や審議会等による電話相談を周知する、「子どもの権利ノート」にはがきを添付する、第三者による意見聴取の機会を設定するなど、権利侵害があった場合や、こどもの意見と施設職員等の意見が異なる場合に被措置児童等が審議会等や第三者に意見を表明しやすい仕組みを整えることが重要です。

さらに、虐待の届出が行われた場合には、届け出た被措置児童等の権利が守られるようにするなど適切な対応を取る必要があります。

このようにして、都道府県、児童相談所、施設等それぞれがケアの質の向上という観点からも、こども自身の意見や意向等を尊重しつつ、支援を進める必要があります。

3) 事業者・施設における組織運営体制の整備

事業者・施設において被措置児童等に適切な支援を行うためには、養育者としての責任意識と個別の職員のケア技術が必要です。その上で管理者・施設長は、組織としてこどもを支援する体制を整えることが重要です。

事業運営や施設運営そのものについては、こどもと職員、管理者・施設長が意思疎通・意見交換を図りながら方針を定めること、相互理解や信頼関係を築き、チームワークのとれた風通しのよい組織作りを進めること、第三者委員の活用や、第三者評価の積極的な受審・活用など、外部の目を取り入れ、開かれた組織運営としていくことが重要です。

また、職員各々のケア技術の向上のための研修、スーパービジョンやマネジメントの仕組み、職員の意欲を引き出し、活性化するための取組等も進めることが必要です。

このように、組織全体として、活性化され風通しがよく、また地域や外部に開かれた組織とすることによって、より質の高いこどもへの支援を行うことが可能となり、被措置児童等虐待も予防されるものと考えられます。

逆に言えば、組織全体としてこのような体制ができていない事業者・施設で被措置児童等虐待が起こった場合には、個々の職員のケア技術や資質の不足等の問題にとどまらないことが想定されます。都道府県においては、こどもの保護や事業者・施設に対する指導等を行った後にも、法人や事業者・施設の運営や組織体制等の見直し・改善が適切に進み、再発が防止されるよう、法人や事業者・施設側からの提案も促しながら継続して指導を行っていく必要があります。

被措置児童等虐待については、問題を個々のこどもに対する個々の職員のケア技術の不足等の問題と決めてかからず、組織運営とその体制に関し、必要な検証を行い、改善を図ることが重要です。

4) 里親によるこどもの権利保障と養育実践

里親は、社会的養育機関としての役割にあることを自覚するとともに、主体となるこどもの最善の利益を保護するため暮らしの保障を追求することを意識することが大切です。個別対応を基本とする分、自己の裁量が日常的に求められることから、こどもの課題対応や養育の悩み等を抱え込み、第三者に相談しづらくなる恐れがあるため、平時から児童相談所や里親支援センター、フォスタリング機関、施設の里親支援専門相談員、所属する里親会及び支援を得られる相談者との関係を構築しておくことが大切です。

また、こどもがどのような思いを持ちながら家庭生活を送っているかを確認できるよう、日頃からこどもとのコミュニケーションを図ることを習慣として、こどもとの関係構築に努めることも大切です。

5) 発生予防から虐待を受けたこどもの保護、安定した生活の確保までの継続した支援

被措置児童等虐待への対応における基本的な目標は、被措置児童等を心身に有害な影響を及ぼす行為から守り、被措置児童等が安全で安心できる環境の中で、適切な支援を受けながら生活を送ることができるようにすることです。

被措置児童等虐待の発生予防から始まり、虐待の早期発見、虐待発見後の適切な保護、さらに保護後も被措置児童等が安心して生活できるようになるまでの継続した支援が必要です。

特に、施設等の複数のこどもが生活を送る場で被措置児童等虐待が発見された場合には、被害を受けた被措置児童等のほかにも、当該施設等で生活を送っている他の被措置児童等に対しても、適切で分かりやすい経過説明ときめ細かなケアを実施することが必要です。

個々の被措置児童等のケアの具体的な方針については、基本的に児童相談所が

責任主体となります。事業運営や施設運営そのものの見直し、改善等については、都道府県（担当部署）が責任主体となって、児童相談所と連携して対応することが求められます。その場合、外部の専門家や都道府県児童福祉審議会からの協力を得ながら、法人や施設等が主体的に行う改善に向けた取組に対し、継続して支援を行うという姿勢が必要です。

3. 留意点

1) 被措置児童等の安全確保のための迅速な対応

被措置児童等虐待については、在宅の児童虐待と同様、被措置児童等の生命に関わるような緊急的な事態が生じる可能性もあり、そのような状況下での対応は一刻を争うものとなります。

虐待の発生から時間が経過するにしたがって虐待の内容が深刻化することや当該児童に与える影響が大きくなることも予想されるため、通告や届出がなされた場合には、都道府県における迅速・的確な対応が必要です。

このような事態に対応できるよう、夜間や休日においても、在宅の児童虐待に関する夜間・休日通告受理体制を活用するなど、被措置児童等虐待に係る相談や通告・届出に対応できる仕組みを整え（緊急的な一時保護体制も含め）、関係者や住民などに十分周知する必要があります。

2) 都道府県の組織的な対応・関係機関との連携

被措置児童等虐待については、都道府県（担当部署）においては、担当者が1人で対応するのではなく、組織的な対応を行うことが必要であり、相談、通告や届出（情報提供、連絡も含む）があった場合にはどのような体制で事実確認等を行うかについてあらかじめルールを定めておき、組織内で認識を共通にしておく必要があります。

また、被措置児童等虐待への対応については、所管行政庁（担当部署）はその内容等を速やかに都道府県児童福祉審議会へ報告することとされていることから（児福法第33条の15第1項）、報告の内容、緊急の際の報告体制等のルールをあらかじめ定め、的確な対応が取れるようにする必要があります。

実際に虐待が起こってからではなく、あらかじめよく情報を共有することにより、実際に被措置児童等虐待が起こった場合において迅速に対応することができるようになるものと考えられます。

被害を受けた被措置児童等はもちろんのこと、同じ施設等を利用している他の被措置児童等についても適切な支援を行うことができる体制を組むこと、事業運営や施設運営等の見直しに関し、事業者・施設に都道府県児童福祉審議会等の専門家を加えた検証・改善委員会の設置を促すことなど組織全体に関わる対応が必

要となる場合も想定されるため、関係者が連携しながら取り組むことが求められます。

都道府県（担当部署）において、それらを確実なものとするためには、具体的な事態を想定したマニュアル等を作成しておくことも有効であり、関係機関とも連携し、実践事例の収集や蓄積、研修等の取組を通じて被措置児童等虐待に対する認識の共通化を図るとともに、都道府県内における関係機関の連携及び体制についてあらかじめルールを定めておくことや、適宜その見直しを行い、確認することなどが必要です。

また、都道府県（担当部署）や児童相談所等の被措置児童等虐待の通告・届出の受理機関においては、改めて、被措置児童等からの権利侵害の声を所管行政庁へ通知すること、それについて速やかに都道府県児童福祉審議会に報告することによって、初めてこどもが意見や苦情を述べやすい環境を保障することになります。都道府県児童福祉審議会の第三者的、客観的な視点に基づいた公正な判断によって、こどもの権利の救済が図られることを念頭に置いた対応が求められます。

＜被措置児童等虐待、事故などに関するマニュアル等を作成し、関係機関の間で認識の共有等を進めている自治体の取組例等＞

- ・ 事件、事故 ～埼玉県「児童養護施設危機管理マニュアル」
- ・ 被措置児童虐待 ～大阪府「児童福祉施設における人権侵害等対応マニュアル」

Ⅱ 被措置児童等虐待に対する対応

1. 被措置児童等虐待とは

被措置児童等虐待の防止等（児福法第2章第7節）における「施設職員等」、「被措置児童等」の範囲は以下のとおりです。なお、本ガイドラインにおいては、下線部に該当する施設等について記載しております。

※ 下線部に該当する施設等以外の施設等における取扱いについては、令和7年8月29日こ成保第503号、7文科初第1261号こども家庭庁成育局長、文部科学省初等中等教育局長通知「保育所や幼稚園等における虐待の防止及び発生時の対応等に関するガイドラインについて（通知）」を参照ください。

○ 「施設職員等」とは、以下の①～⑤をいいます。

- ① 児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、一時預かり事業、ファミリーホーム、家庭的保育事業等、病児保育事業、意見表明等支援事業、妊産婦等生活援助事業、児童育成支援拠点事業若しくは乳児等通園支援事業に従事する者
- ② 里親若しくはその同居人
- ③ 乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童館、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設若しくは認可外保育施設の長、その職員その他の従業者
- ④ 指定発達支援医療機関の管理者その他の従業者
- ⑤ 一時保護施設を設けている児童相談所の所長、当該一時保護施設の職員その他の従業者又は児福法第33条第1項若しくは第2項の委託を受けて児童の一時保護を行う業務に従事する者

○ 被措置児童等とは、以下の①～④をいいます。

- ① 以下の事業を利用する児童
 - ・ 児童自立生活援助事業
 - ・ 放課後児童健全育成事業
 - ・ 子育て短期支援事業
 - ・ 一時預かり事業
 - ・ 家庭的保育事業等
 - ・ 病児保育事業
 - ・ 意見表明等支援事業
 - ・ 妊産婦等生活援助事業
 - ・ 児童育成支援拠点事業
 - ・ 乳児等通園支援事業

- ② 以下の者に委託され、又は以下の施設に入所する児童
- ・ ファミリーホームの養育者
 - ・ 里親
 - ・ 乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童館、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設若しくは認可外保育施設
 - ・ 指定発達支援医療機関
- ③ 以下の施設等に保護（委託）された児童
- ・ 一時保護施設
 - ・ 児福法第 33 条第 1 項又は第 2 項の委託を受けて一時保護を行う者
- ④ ②、③については、児福法第 31 条第 1 項から第 3 項、第 31 条の 2 第 1 項及び第 2 項並びに第 33 条第 17 項及び第 18 項に定める 18 歳を超えて引き続き在所期間の延長等をした者についても含むべきものとします。また、同法第 6 条の 3 第 1 項第 1 号及び第 2 号に定める児童自立生活援助事業を利用する児童以外の者についても全て含むべきものとします。

○ 被措置児童等虐待とは、施設職員等が被措置児童等に行う次の行為をいいます。

- ① 被措置児童等の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- ② 被措置児童等にわいせつな行為をすること又は被措置児童等をしてわいせつな行為をさせること。
- ③ 被措置児童等の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、同居人若しくは生活を共にする他の児童による前二号又は次号に掲げる行為の放置その他の施設職員等としての養育又は業務を著しく怠ること。
- ④ 被措置児童等に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の被措置児童等に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

① 身体的虐待

- ・ 打撲傷、あざ（内出血）、骨折、頭蓋内出血などの頭部外傷、内臓損傷、刺傷、たばこによる火傷など外見的に明らかな傷害を生じさせる行為を指すとともに、首を絞める、殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、熱湯をかける、布団蒸しにする、溺れさせる、逆さ吊りにする、異物を飲ませる、食事を与えない、戸外に閉め出す、縄などにより身体的に拘束するなどの外傷を生じさせるおそれのある行為及び意図的にこどもを病気にさせる行為などを指します。

② 性的虐待

- ・ 被措置児童等への性交、性的暴行、性的行為の強要・教唆を行うなど
- ・ 被措置児童等の性器を触る又は被措置児童等に性器を触らせる性的行為（教唆

を含む)

- ・性器や性交を見せる
- ・ポルノグラフィーの被写体などを強要する又はポルノグラフィーを見せるなどの行為を指します。

③ ネグレクト

- ・学校等に登校させない、重大な病気になっても病院に連れて行かない、乳幼児のみを残したままにするなど
- ・適切な食事を与えない、下着など長時間ひどく不潔なままにする、適切に入浴をさせない、極端に不潔な環境の中で生活をさせるなど
- ・同居人や養育家庭等に入出入りする第三者、生活を共にする他の被措置児童等による身体的虐待や性的虐待、心理的虐待を放置する
- ・他の職員等がこどもに対し不適切な指導を行っている状況を放置する
- ・泣き続ける乳幼児を長時間放置する
- ・視線を合わせ、声をかけ、抱き上げるなどのコミュニケーションをとらずに授乳や食事介助を行う

などの行為を指します。

④ 心理的虐待

- ・ことばや態度による脅かし、脅迫を行うなど
- ・被措置児童等を見下したり、拒否的な態度を示すなど
- ・被措置児童等の心を傷つけることを繰り返し言う
- ・被措置児童等の自尊心を傷つけるような言動を行うなど
- ・他の被措置児童等とは著しく差別的な扱いをする
- ・適正な手続き（強制的措置）をすることなくこどもを特定の場所に閉じ込め隔離する
- ・他のこどもと接触させないなどの孤立的な扱いを行う
- ・感情のままに、大声で指示したり、叱責したりする

などの行為を指します。

2. 児童虐待防止法との関係

児童虐待防止法においては、保護者がその監護する児童に対し、その身体に外傷を生じるおそれのある暴行やわいせつな行為、ネグレクト、著しい心理的外傷を与える行為等を行うことを「児童虐待」として定義しています。

ここでいう「保護者」とは、親権を行う者のほか、児童を現に監護する者とされており、児童が施設を利用している場合又は里親・ファミリーホームの養育者に委託されている場合には、当該施設の長又は里親・ファミリーホームの養育者は一定の監護権を有し、かつ、現に監護していることから、保護者に該当するものです。

一方、施設等において養育者として養護に従事する者については、施設長の指揮命

令に従い、一定の業務に従事していることから、保護者には該当するものではありません。

したがって、

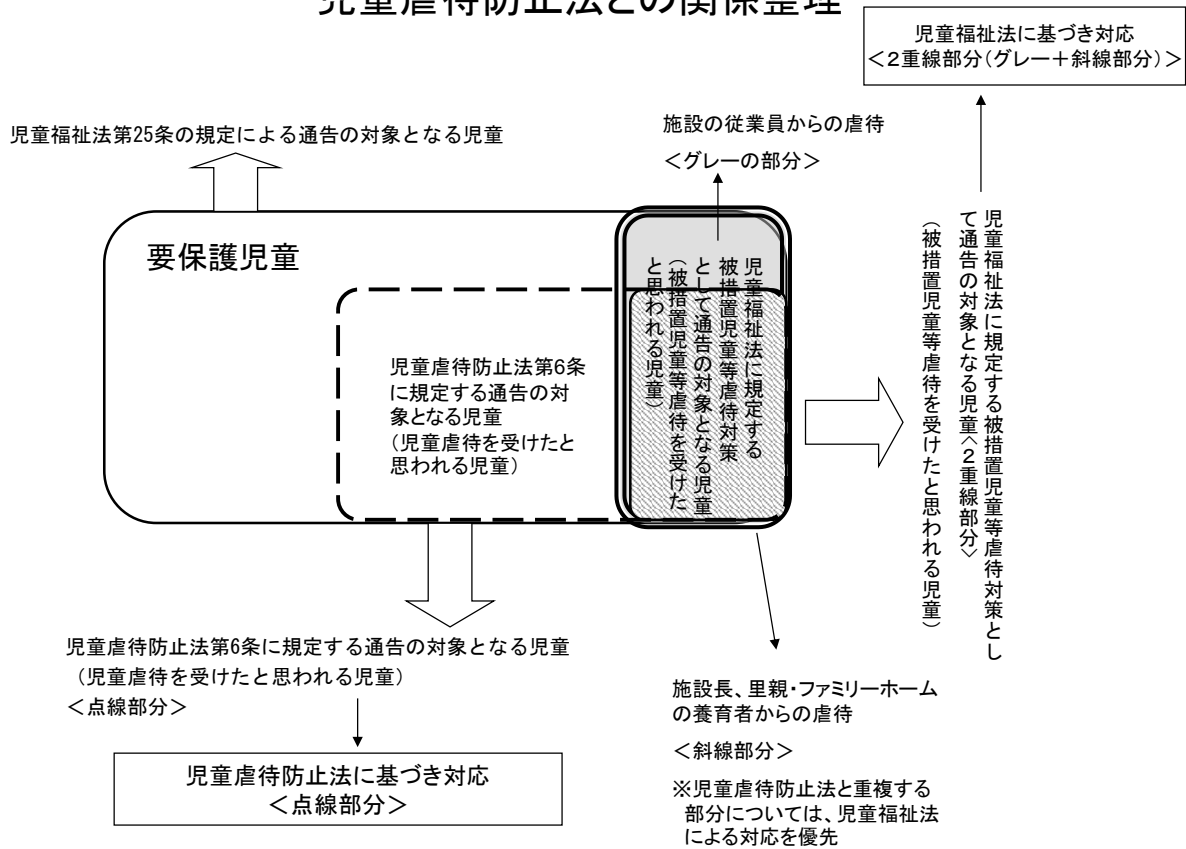
- ① 施設等において養育者が行う虐待については、児童虐待防止法に規定する児童虐待の対象ではありませんが、児福法に規定する被措置児童等虐待の対象に該当することになります。
- ② 里親・ファミリーホームの養育者や施設長については、児童を現に監護する者として、児童虐待防止法に規定する「保護者」となることから、これらの者が行う虐待については、児童虐待防止法に規定する児童虐待であるとともに、さらに被措置児童等虐待に該当することになります。

児童虐待防止法及び児福法の双方が適用される里親・ファミリーホームの養育者や施設長による虐待については、行政が措置した児童について措置中もその養育の質の向上と権利擁護を図るという観点から、措置等を行う根拠法である児福法において被措置児童等虐待の対策を講じる旨が定められている趣旨を踏まえ、第一義的には、児福法に基づく措置を優先して講じることとします。

ただし、万が一、「保護者」に該当する里親・ファミリーホームの養育者や施設長が虐待を行い、児福法に基づく事業規制等による対応を行っても、十分に対応できないような事態が起こった場合は、さらに児童虐待防止法に基づく臨検・搜索等の対応も行うことが可能です。

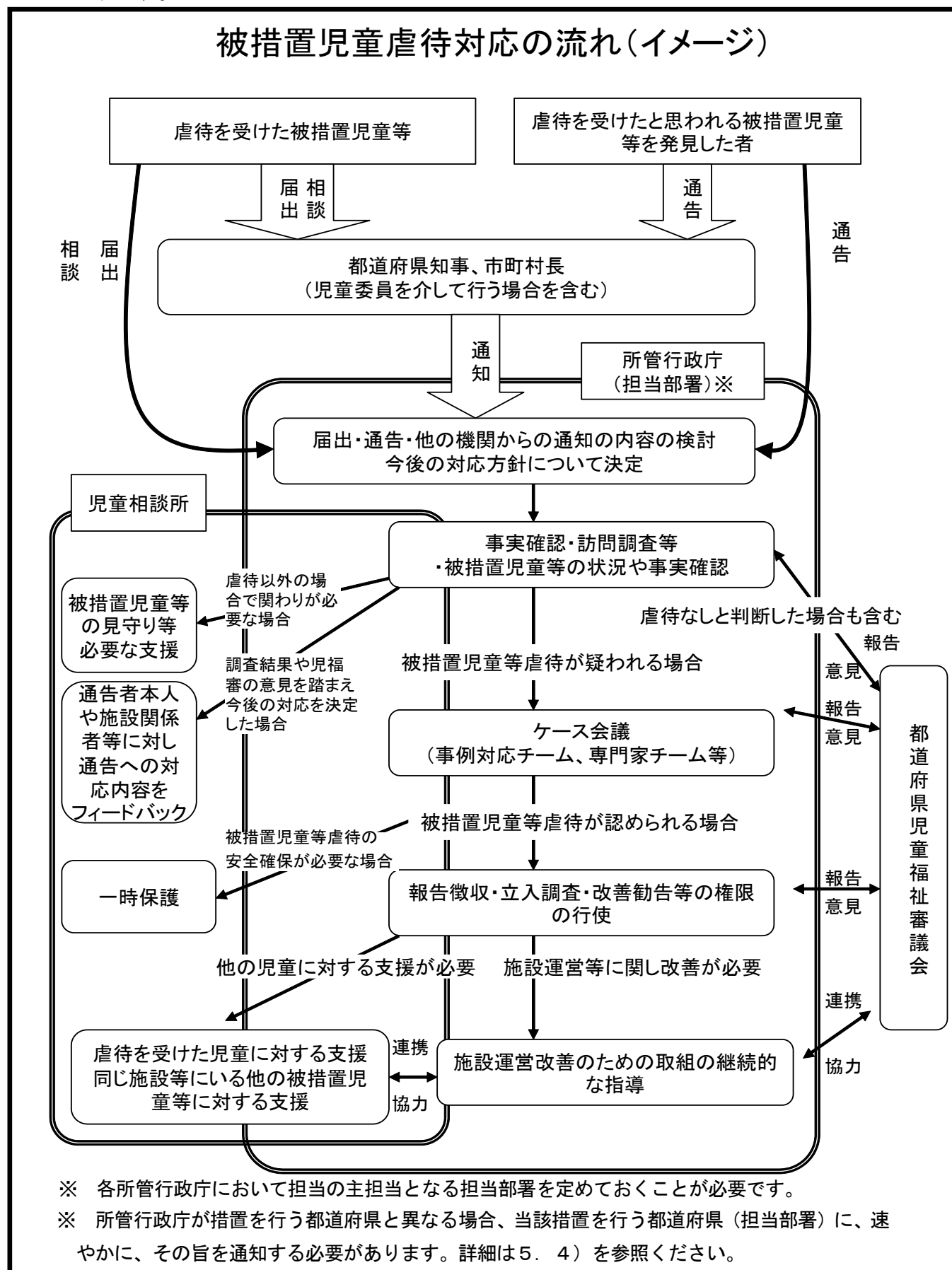
なお、児童虐待防止法第2条に規定する児童虐待であっても、被措置児童等虐待のいずれかに該当すると考えられるケースについては、児福法に基づく被措置児童等虐待として通告すれば、別途児童虐待防止法第6条第1項の規定に基づく通告をすることを要しないものとされています。(児福法第33条の12第3項)

児童虐待防止法との関係整理



3. 被措置児童等虐待対応の流れ（イメージ）

以下4. ～9. に記載する対応等に関する全体の流れのイメージは以下の通りとなります。



4. 早期発見のための取組と通告・届出に関する体制

被措置児童等虐待を受けたと思われるこどもを発見した者については、通告義務が課せられており、発見した者は速やかに、1)の①の通告受理機関へ通告しなければならないこととされています。発見者が施設職員等の場合であっても同じです。この際、施設等が被措置児童虐待か否かに判断を要するといった理由で、適切な措置を講じず、いたずらに疑わしい状態を放置するということがないようにしなければなりません。

また、被措置児童等は、1)の①の届出受理機関へ虐待を受けた旨を届け出ることができます。

これらの詳細や通告の前段階としての取組等については、2)以下のとおりとなっています。

なお、所管行政庁等によっては、施設等の監督を行う部署、児童相談所を所管する部署、審議会等を所管する部署など担当課が複数にまたがることもあるため、被措置児童等虐待の通告・届出・通知を受ける担当をあらかじめ定めておくことが必要です。

1) 通告等受理機関及び通告等への対応を行う機関

① 発見者からの通告受理機関、被措置児童等からの届出受理機関

- ・ 福祉事務所
- ・ 児童相談所
- ・ 都道府県（担当部署）（あらかじめ主担当を都道府県において定めること）
- ・ 審議会等
- ・ 市町村（指定都市、中核市、児童相談所設置市を除く）

（なお、児童委員を介して上記機関が通告を受理することもある。）

② 通告等への対応を行う機関における対応

- ・ 所管行政庁等（担当部署）は、発見者からの通告、通告受理機関からの通知、被措置児童等からの届出を受け、調査や必要に応じて児童相談所に対し緊急的な一時保護等のこどもの安全確保の指示、事案の内容や調査結果について都道府県児童福祉審議会への報告、同審議会からの意見聴取、施設等に対する必要な指導等を実施します。
- ・ 都道府県児童福祉審議会は、通告や届出を受理した場合の所管行政庁等（担当部署）への通知、対応についての意見陳述、必要に応じ関係者からの意見聴取や資料提供を求める等の対応を行います。
- ・ 児童相談所は、通告や届出を受理した場合には必ず所管行政庁等（担当部署）への通知を行うとともに、所管行政庁等（担当部署）の求めに応じ、被措置児童等の調査や緊急的な一時保護等のこどもの安全確保、施設等に対する必要な指導、家族・関係機関との調整等を行います。

2) 被措置児童等虐待に関する窓口の周知

都道府県（担当部署）、児童相談所においては、施設等で被措置児童等虐待を受けた場合は、こども自身からも、審議会等の担当部署等の第三者に相談・通告ができることを、連絡先（電話番号等）と併せて、各施設等において周知する等により、こどもの年齢や障害等の状況も考慮した方法で被措置児童等へ確実に届くよう工夫する必要があります。併せて被措置児童等虐待に関する情報が速やかに集まるような体制を整える必要もあります。

具体的には、

- ① いわゆる「子どもの権利ノート」を活用する（相談先電話番号の記載、相談内容を記載して送ることができるはがきの添付等により被措置児童等が届出を行いやすくする）
- ② 休日・夜間においても対応できる電話相談を設ける
- ③ メールやはがき等様々な方法で届出ができるよう工夫する
- ④ 関係機関においても、周知・広報を行うよう依頼する等

また、発見者から速やかに通告が受けられるように、被措置児童等虐待を発見した者に通告義務がかかることについて、十分な周知・広報を行います。具体的には、通告受理機関の機関名や連絡先、夜間・休日の連絡先となる電話番号などを市町村や学校、その他の公的な機関などを通して周知する必要があります。

被措置児童等虐待の通告受理機関は、児童虐待防止法の通告受理機関も含まれていることから、要保護児童対策地域協議会などとはよく連携を図りつつ、在宅の児童虐待に関する通告の連絡先が被措置児童等虐待の通告の連絡先も兼ねるようにするなど、適宜工夫しながら適切な体制を整備することが必要です。

3) 早期発見のための体制整備

都道府県（担当部署）においては、被措置児童等虐待の早期発見・早期対応を図るため、虐待が起こる前から、関係者の連携と対応の体制を整え、被虐待児童等も地域のこどもと同様地域で見守るという共通認識をつくっておく必要があります。

都道府県（担当部署）や児童相談所は、定期的に関係者が集まる場（例えば、要保護児童対策地域協議会）などを活用し、被措置児童等の状況についての認識の共有を働きかけるほか、こどもの通う学校と、こどもの担当の児童相談所が普段から連絡を取り合うなど、こどもの状況の変化に関係者がすぐに気づくことができるような体制としておくことが必要です。

また、都道府県（担当部署）や児童相談所は、被措置児童等の措置・委託先である施設等ともよく連絡・コミュニケーションを図り、被措置児童等の状況や、施設等における養育の体制等についてよく把握するとともに、勉強会の開催等を

通じてこどもの権利擁護の観点からの認識共有を進めることが必要です。

こうした取組を通じて、被措置児童等虐待がどのような場合に起こりやすいか、こどもがどのようなシグナルを発するのか、虐待に気づいた場合にはどのような対応が必要か等について、関係者に十分に理解してもらっておくことが必要であるとともに、それぞれの関係者の役割分担や対応方法についてルールを定め、具体的な対応のシミュレーションをしておくことが考えられます。

4) 審議会等の体制整備

被措置児童等虐待について、審議会等は、通告受理機関、届出受理機関に含まれます（児福法第 33 条の 12 第 1 項及び第 4 項）。審議会等が受理した通告や届出については、所管行政庁（担当部署）へ速やかに通知することになります（児福法第 33 条の 14 第 1 項）。

また、所管行政庁（担当部署）は、被措置児童等虐待に関する事実確認や保護等の措置を採った場合には、都道府県児童福祉審議会へ報告しなければなりません（児福法第 33 条の 15 第 1 項）。

被措置児童等虐待に対応するため、都道府県児童福祉審議会の体制（都道府県児童福祉審議会そのもので審議するのか、専門の部会を設置するのか、現行の被措置児童等の措置を決定する部会の審議事項を拡大するのか等）については、各所管行政庁において判断いただくこととなりますが、通告・届出の受理を適切に行うことや所管行政庁（担当部署）からの報告に速やかに応じることができることなどを含め、実効性の高い体制を整えておく必要があります。

※ 都道府県児童福祉審議会の体制等についての詳細は 9. を参照

5. 初期対応

1) 相談・通告・届出への対応

ア 情報の集約・管理の仕組みの整備

被措置児童等虐待については、都道府県（担当部署）において、通告や届出の受理から、情報収集、決裁・方針決定などに至る仕組みについての基本的なルールを定め、通告や届出がされた事案に係るこども等の情報から個別ケースへの対応の内容に及ぶ記録等を整備し、運用の管理を行うことが必要です。

最終的に情報を集約・把握し、必要な対応を講じるのは所管行政庁（担当部署）であるので、各所管行政庁（担当部署）が主体となって、本ガイドラインを参考に、通告や届出があった際に何を把握する必要があるのか、受理機関は、所管行政庁（担当部署）の誰にいつまでに何を連絡する必要があるか等につい

てあらかじめ定め、通告や届出の受理機関のいずれもが所管行政庁(担当部署)へ必要な事項を連絡することができるようにしておくことが重要です。

イ 通告等の受理時に確認する事項等

(通告受理機関及び届出受理機関が通告等を受理する際に留意すべき点について)

被措置児童等虐待に関する通告者や届出者は、通告や届出をすることによって責任を問われたり、恨まれることがあるのではないかなどの不安をもっている可能性もあります。また、通告や届出の内容が虚偽であったり、事案が過失による事故である可能性も考えられます。

いずれにしても、通告受理機関及び届出受理機関においては、通告者や届出者に不安を与えないように配慮するとともに、正確な事実を把握することが必要です。

このため、通告や届出を受理した場合は、まず通告者や届出者から虐待を発見した状況等について詳細に説明を受け、被措置児童等虐待に該当するかどうかなどの判断材料となるよう情報を整理します。

また、被措置児童等虐待を受けているかどうかの確証が得られていない状況であっても、通告や届出のあった場合においては同様に、「虐待を受けたと思われる」状況について詳細に説明を受け、被措置児童等虐待に該当するかどうかなどの判断材料となるよう情報を整理します。

被措置児童等本人からの届出の場合には、自分のことではなく、友人のことのように装ったり、いたずらやふざけているような内容で連絡がある場合があります。特に、性的虐待のケースの場合、最初から性的虐待を受けているという訴えをすることは少ないと考えられます。

このような通告や届出の場合には、被措置児童等虐待かどうかの結論を急がず、こどもが安心して話せると感じるように受容的に話を聞き、こどもの訴えの内容が把握できるまで、また、こどもの居場所等が特定できるような情報をこどもが話すようになるまで丁寧に配慮をもって話を聞くことが必要です。さらに、相談の電話に対しては、まず、よく電話してくれたこと、その勇気をたたえることが大切です。

また、被措置児童等に関する一般的な相談を装った連絡がある場合もあります。施設職員の場合、他の職員等との関係から、被措置児童等虐待の疑いを持っていても通告をためらっていることも考えられます。

このような場合、通告者が「虐待」という言葉を使わないとしても、少しでも気になる点があれば、よく話を聞き、こどもが特定できるような情報を可能な限り把握するほか、情報が不足しているままで電話を切られそうになる場合などには、再度電話をしてもらうことをお願いするなど、被措置児童等の安全が確保されるように留意します。

いずれの場合であっても、相談を受けた職員は、被措置児童等の状況等相談の内容から虐待が推測される場合には、その後の対応を念頭において相談を進める心構えが必要です。

また、通告者や届出者が匿名を希望する場合がありますが、匿名による通告や届出、情報提供や連絡であっても、できるだけ丁寧に内容を聞く必要があります。

この場合、匿名でも良いことを伝え、安心感を与えた上で、相談者との関係が切れないように繋ぐことを最優先とします。

このほか、措置解除等の後に被措置児童等虐待の相談が寄せられることも想定されます。事業・施設利用や里親等委託中には、通告や届出が困難であり、措置解除等の直後や一定期間を経たのちに被措置児童等本人が虐待経験について表明し、又は周囲からの助言等により相談、通告や届出等に至ることもあります。その場合にも通常の被措置児童等虐待に準じた受理手続やその後の対応を行います。

(通告受理機関及び届出受理機関が受理の際に確認する事項)

被措置児童等虐待に関する通告や届出を受けた職員は、相談受付票等に記入し、虐待の状況や被措置児童等の状況、通告者や届出者の情報等可能な限り詳細な情報を記録しておきます。単なる相談であっても、受付票による記録を取ることが必要です。

なお、相談受付票の例については、「被措置児童等虐待通告等受理票」(Ⅲ参考資料)を参照して下さい。

以下は、被措置児童等本人以外の者からの相談・通告を受理する際に最低限確認すべき情報の例です。

- ・虐待を受けていると思われる被措置児童等の氏名、居所(施設名等)
- ・虐待の具体的な状況(虐待の内容、時期、施設等の対応)
- ・被措置児童等の心身の状況
- ・虐待者と被措置児童等の関係、他の関係者との関係
- ・相談者、通告者の情報(氏名、連絡先、虐待者や被措置児童等との関係等)

特に、被措置児童等の生命や身体等に危険がないか等の被措置児童等の状況については、可能な限り詳細に把握します。

被措置児童等本人による届出があった場合には、届出受理機関が必ず被措置児童等の安全や秘密を守ることを伝えた上で、以下の事項についてこどもの状況を把握します。

- ・虐待の内容や程度
- ・被措置児童等に協力してもらえる人がいるか
- ・被措置児童等との連絡方法

また、可能な範囲で、上述の被措置児童等本人以外の者からの相談・通告を受理する際の確認事項と同じ事項について把握します。

(児童相談所において確認する事項)

被措置児童等から電話により届出があった場合においては、可能であれば被措置児童等が児童相談所へ来所するよう、あるいは来所できないとしても、児童相談所から被措置児童等の居所に出向くことを伝え、具体的な段取り等について相談し、またその際に被措置児童等の意思を尊重して対応することを十分に伝えます。届出を受理する際には、こどもに二次被害（届出受理機関の職員の配慮に欠ける対応によって傷つくこと）が生じないように、配慮することが必要です。

手紙による届出があった際、こどもが特定できる場合には、こどもの状況を把握するとともに、可能であればこどもに連絡を取り、電話等による場合と同様、児童相談所への来所等についてこどもと相談します。届出をしたこどもに施設職員等に知られたくないというような意向がある場合には、学校の登下校時等にこどもに接触する等の配慮も必要です。

被措置児童等が児童相談所に来所等した場合には、被措置児童等の状況や意向等をよく確かめ、被措置児童等の状況の緊急性に応じて児童相談所においてすぐに一時保護を行う必要があるかなどについて判断します。ただちに一時保護を行う必要があるとは判断されない場合でも、今後の連絡方法や対応についてこどもが理解できるよう丁寧に説明します。

ウ 守秘義務及び個人情報保護との関係並びに通告による不利益取的取扱いの禁止等について

前述のとおり、被措置児童等虐待を受けたと思われるこどもを発見した者については、通告義務が課せられています。（児福法第 33 条の 12 第 1 項）

通告義務と、公務員や医師等の守秘義務、行政機関や事業者等における個人情報保護の関係は以下のとおりです。また、施設職員等による通告については、通告を理由として不利益な取扱いを受けないこととされています。

(守秘義務との関係)

都道府県職員や市町村職員は、法律で守秘義務を課せられています。地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 34 条第 1 項は、「職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。」と規定し、違反した場合は、同法第 60 条で罰則がかかります。さらに、児童相談所の職員の場合は、児福法第 61 条で、「児童相談所において、相談、調査及び判定に従事した者が、正当の理由なく、その職務上取り扱ったことについて知得した人の秘密を漏らしたときは、これを一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。」と規定されています。

医師、助産師、弁護士等についても、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 134 条第 1 項で、「医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士、弁護人、公証人

又はこれらの職にあった者が、正当な理由がないのに、その業務上取り扱ったことについて知り得た人の秘密を漏らしたときは、六月以下の拘禁刑又は十万円以下の罰金に処する。」と規定されています。

在宅の児童虐待に関し、児福法第 25 条（要保護児童発見者の通告義務）の通告を行うことは、守秘義務違反や秘密漏示には当たらないとの解釈が平成 9 年の厚生省児童家庭局長通知（平成 9 年 6 月 20 日児発第 434 号）で示されていましたが、現実には通告者が躊躇することがあり得るのではないかとの観点から、児童虐待防止法の制定の際に、「刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項の規定による通告をする義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない。」ことが規定されました。（児童虐待防止法第 6 条第 3 項）

被措置児童等虐待についても、児福法に通告義務が規定されていますので、地方公務員や医師等が通告を行うことは「正当な理由」に該当し、守秘義務違反や秘密漏示には当たらないと解されますが、さらに、児童虐待防止法と同様の観点から、被措置児童等虐待を発見した者が都道府県又は市町村に通告することは守秘義務違反に当たらないことを法律上明記し、躊躇なく通告を行うこととしています。（児福法第 33 条の 12 第 5 項）

なお、児福法第 33 条の 13 においては、「一般通告若しくは前条第四項の規定による届出（以下この節において「被措置児童等届出」という。）に係る事務を行う都道府県若しくは市町村の職員又は一般通告を仲介した児童委員は、その職務上知り得た事項であつて当該一般通告又は被措置児童等届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。」と規定されています。

これは、被措置児童等虐待を行っている施設職員等に対して通告をしたことが漏れることにより、同じ施設の施設職員等が、通告を躊躇することがあってはならないとの趣旨から設けられたものです。

（個人情報保護との関係）

「個人情報」とは、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。）第 2 条第 1 項において、生存する個人に関する情報であつて、次のいずれかに該当するものとされています。

- ① 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式をいう。）で作られる記録をいう。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）
- ② 個人識別符号が含まれるもの

被措置児童等虐待の通告は、こうした個人情報を含むことが通常ですが、民間医療機関や私立学校等民間事業者の職員等が、被措置児童等虐待の通告を行う場

合、個人情報保護法の「個人情報取扱事業者」として、公立学校等地方公共団体の機関の職員等が被措置児童等虐待の通告を行う場合、同法の「行政機関等」として規制が生じます。

民間事業者については、個人情報保護法で、あらかじめ本人の同意を得ないで、①特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱ってはならないこと（同法第 18 条第 1 項）、②個人データを第三者に提供してはならないこと（同法第 27 条第 1 項）が規定されています。ただし、「法令に基づく場合」は、これらの規定は適用されないこととされているので（同法第 18 条第 3 項第 1 号、第 27 条第 1 項第 1 号）、被措置児童等虐待の通告を行う場合は、この「法令に基づく場合」に該当するものであり、個人情報保護法に違反することにはならないものと考えられます。

地方公共団体の機関については、「法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない」（同法第 69 条第 1 項）と規定されており、民間事業者と同様に個人情報保護法に違反することにはならないものと考えられます。

（通告による不利益取扱いの禁止）

児福法第 33 条の 12 第 6 項においては、「施設職員等は、一般通告をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。」ことが規定されています。

この規定は、被措置児童等虐待の事例を施設等の中で抱えてしまうことなく、早期発見・早期対応を図るために設けられたものです。

ただし、この規定が適用される「一般通告」については、「虚偽であるもの及び過失によるもの」が除かれていることに留意が必要です。（児福法第 33 条の 12 第 5 項カッコ書き）

被措置児童等虐待の事実もないのに虚偽の通告した場合には、そもそも同法第 33 条の 12 第 1 項に規定する「被措置児童等虐待を受けたと思われる児童」について通告したことにはなりません。通告が「虚偽であるもの」については、不利益取扱いを受けないとする同法第 33 条の 12 第 6 項は適用する理由がないことになります。

また、「過失によるもの」とは「一般人であれば虐待があったと考えることには合理性がない場合の通告」と解されます。虐待があったと考えることに合理性がないと認められる場合も、同規定を適用する対象とはなりません。

都道府県においては、施設職員等に対して、虚偽や過失によるものでない限り、通告を理由とする不利益な取扱いを受けないことを周知し、施設等や法人に対しても啓発に努めることが必要です。

なお、「虚偽であるもの及び過失によるものを除く」との取扱は、通告と守秘義務との関係を規定した同法第 33 条の 12 第 5 項でも規定されています。法律で守秘義務を課せられている者が、虚偽の通告や過失による通告を行った場合

は、守秘義務違反を問われうることになります。

2) 通告受理機関及び届出受理機関から所管行政庁（担当部署）への通知

福祉事務所、児童相談所、審議会等、市町村（児童委員を介して通告等がされた場合を含む。）において通告や届出を受けたものについては、通告や届出の受理機関は速やかに所管行政庁（担当部署）に通知する必要があります（児福法第33条の14第1項）。

このため、通告受理機関及び届出受理機関は、所管行政庁（担当部署）が適切な対応を採ることができるよう、必要な情報の的確な把握に努めなければなりません。通告受理機関及び届出受理機関と所管行政庁（担当部署）は互いに連携し、通告等に対応する必要がありますので、あらかじめ各都道府県でルールを定め、それぞれの担う役割を明確にしておくとともに、通告対応時にはその規定に基づき、適切な対応がとれるような体制を構築しておくことが重要です。

具体的には、所管行政庁（担当部署）は、通告受理機関及び届出受理機関からの通知を速やかに受けることができるよう、通知を受ける体制をあらかじめ整え、夜間・休日も含めた連絡先を周知しておく必要があります。

また、虐待されているこどもを「被措置児童等」と通告者が認識せずに通告し、通告受理機関が児童虐待防止法に基づく対応を講じている過程において、当該こどもが被措置児童等であったことが明らかになった場合には、速やかに都道府県（担当部署）へ連絡し、被措置児童等虐待としての対応を講じることが必要です。

3) 通告等を受理した後の所管行政庁（担当部署）の対応

所管行政庁（担当部署）は、通告、届出、通知を受けた場合には、速やかに担当部署の管理職（又はそれに準ずる者）等に報告します。

また、①当該県内の児童相談所が担当する被措置児童等に係る通告、届出、通知であれば、速やかに担当児童相談所へ連絡し、②県外から措置された被措置児童等に係る通告、届出、通知であれば、措置を行う都道府県の知事（担当部署）へ連絡します（②の詳細は5. 4）を参照）。

個別の事案の緊急性等を踏まえ、所管行政庁（担当部署）は、担当チームの編成や児童相談所との連携・役割分担を行うなど体制を整備し、被措置児童等の状況の把握や事実確認等を的確に実施できるようにします。

この際、

- ・ 被措置児童等について生命・身体に危険が及んでいる
- ・ 施設等を利用する他の被措置児童等についても危険がある
- ・ 被措置児童等が精神的に追いつめられている

など、緊急的な対応が必要な場合には、ただちに一時保護等の必要な措置を講じることができるよう児童相談所と連携します。

また、通告、届出、通知からは緊急的な対応の必要性が認められない場合にも、

速やかに事実確認を行うための体制を整え、対応方針を立てます。

4) 措置を行う都道府県と被措置児童等の利用する施設（里親・ファミリーホームを含む。）の所在地の都道府県が異なる等の場合

被措置児童等が利用する施設の所在地の都道府県と当該児童の措置を行う都道府県が異なる場合（例：A県の児童相談所からB県の施設に措置）や、施設の所在地の都道府県と所管する都道府県が異なる場合（例：児童相談所設置市C市（D県内）が所管する施設がD県内のE市に設置されている）があります。この場合、いずれの都道府県又は市町村の受理機関に通告や届出が寄せられるかは予測できません。

通告又は届出を受理した所管行政庁は、被措置児童等が措置児童（児福法第27条第1項第3号又は第2項に規定する措置が行われている児童をいう。）であるときは、措置を行う都道府県の知事（担当部署）へ通告や届出を受理した旨を通知する必要があります（同法第33条の16の2第1項）。措置を行う都道府県の知事（担当部署）が先に通告又は届出を受理した場合も、所管行政庁（担当部署）にその旨を通知する必要があります（同法第33条の14第1項）。通告又は届出を受けた所管行政庁は施設等の監督権限（同法第34条の5、第34条の6、第34条の7の3、第34条の7の4、第34条の7の6、第34条の7の7若しくは第46条の規定に基づく権限又は内部監督権限）、措置を行う都道府県の知事は被措置児童に係る措置権限（同法第27条）に基づいて、それぞれ第33条の14第2項及び第3項に規定する措置を講じる「必要を認める」かどうかの判断を行うこととなりますが、この際、措置を講じる必要を認めた行政庁が必要を認めていない行政庁に対し、同項に基づき措置を講じる必要があるのではないかと確認を行うなど、連携して対応することが求められます。

6. 被措置児童等の状況の把握及び事実確認

所管行政庁等（担当部署）と児童相談所は協力して、虐待を受けていると思われる被措置児童等の安全の確認を速やかに行い、事実を的確に把握します。

その際、必ず複数の職員による体制を組み、対応することとします（所管行政庁（担当部署）の施設等の監督担当者と児童相談所の児童福祉司等がチームを組むなど）。

また、通告、届出、通知の内容から被措置児童等に対する医療が必要となる可能性がある場合には、施設等を訪問した際に的確な判断と迅速な対応が行えるよう、医療職（嘱託医、保健師等）が立ち会うことも望まれます。

一時保護施設における虐待の通告、届出、通知があった場合には、当該一時保護を実施している児童相談所の職員以外の職員が調査を行うことや事実確認の段階か

ら都道府県児童福祉審議会の委員の協力を得るなど、調査の客観性が担保できる体制となるように配慮することが必要です。

また、同様に公立施設等における虐待についても客観性を担保できるような体制で調査を実施するよう配慮することが必要です。

調査に関しては以下の項目を実施します。

(調査手法の例)

- ・虐待を受けたと思われる被措置児童等や他の被措置児童等への聞き取り
- ・施設職員等への聞き取り
- ・施設等における日誌等の閲覧
- ・被措置児童等の居室等の生活環境の確認

(把握が必要な情報の例)

- ・被措置児童等の状況（被害の訴えの内容、外傷の有無、心理状態等）
- ・当該被措置児童等に対する施設等の対応（医師の診断等を受けている場合には治療の状況、当該被措置児童等へ謝罪等を行っている場合にはその対応状況）
- ・被措置児童等虐待が疑われる事案に対する施設等としての判断（被害の訴えの内容に対する認識、意見）
- ・被措置児童等の保護者等に対する施設等の対応
- ・施設等から関係機関への連絡の状況（被措置児童等の措置を行う都道府県が異なる場合には当該都道府県、事案によっては警察）
- ・他の被措置児童等の虐待被害の有無
- ・他の被措置児童等への影響

なお、聞き取り調査を行う際には、全ての被措置児童等や施設職員等を実施するなど、通告者や届出者が特定できないように十分配慮した方法で実施する必要があります。特に、こどもからの聞き取りでは、二次被害（調査に際しての配慮に欠けた対応によって傷つくこと）が生じないように、こどもの状況や心情に配慮した対応が必要です。また、聞き取りを行う際に、複数の職員が行う場合、質問事項をあらかじめ決めておき、職員の間で差異が生じないように工夫することも必要です。

場合によっては、被措置児童等虐待を行ったと思われる施設職員等が聞き取りを拒否したり、事実を認めない場合や、被措置児童等虐待を受けたと思われるこどもが、聞き取りを拒否したりするなどの場合も考えられますが、改めて聞き取りを行う、他のこどもや施設職員等からできるだけ多くの情報を収集するなどの工夫が必要です。また、被措置児童等虐待を受けているかどうかの確証が得られていない状況であっても、通告者や届出者をはじめできるだけ詳細に聞き取りを行い、被措置児童等虐待に該当するかどうか等の判断材料となるよう情報を整理します。

被措置児童等や施設等について把握した状況と事実を踏まえ、所管行政庁等（担当部署）と児童相談所において方針を検討します。また、施設等において通告された内容に疑義のある場合やこどもからの被害の内容と施設等との受け止めが相反す

る場合には、問い合わせや追加報告を求めるなどして、客観的な判断を行えるよう情報を精査し、都道府県児童福祉審議会に報告します。

なお、事実が隠蔽されたり、被措置児童等に対する影響があるなどの懸念がある場合には、調査の方法や時期等について慎重な検討が必要となりますが、その場合においても、被措置児童等の安全の確保に十分な配慮が必要です。

7. 被措置児童等に対する支援

事実確認等を踏まえ、被措置児童等虐待の事実が明らかになった場合には、所管行政庁等（担当部署）は児童相談所等と協力し、都道府県児童福祉審議会等の第三者からの意見も取り入れながら被措置児童等に対し、以下のような支援を必要に応じて行います。

- ・虐待を受けた被措置児童等の心情等の聴取と事実の説明
- ・当該被措置児童等や他の被措置児童等の心的外傷の状況の把握と対応
- ・必要な場合には当該被措置児童等や他の被措置児童等の措置変更や一時保護
- ・当該被措置児童等や他の被措置児童等に対し、専門機関や医療機関による支援が必要である場合には支援を受けられるような条件整備
- ・被措置児童等同士の間での加害－被害等の問題（※4）がある場合には、被害を受けたこどもはもちろん、加害したこどもへのケア

など

※4 施設等におけるこども間の性的暴力等の事案への対応

こども間の問題行為（いじめ、暴力、性問題等）の事案を施設職員等が放置することは、児福法第33条の10第1項第3号の規定により、被措置児童等虐待に該当すると考えられます。こうした事案への対応については、現行の被措置児童等虐待対応や施設職員等以外の者の関与等の仕組みの中で、こどもから都道府県（担当部署）やその他の窓口に安心して相談できるよう、各施設等においてこどもへの周知・説明に関する取組を進めて行く必要があります。なお、こども間において発生した問題行為により権利侵害を受け、被害が重篤なものについては、施設職員等が放置せず対応した場合についても「児童養護施設等被措置児童等に係る重大事案発生時の報告のためのガイドライン」（令和6年7月16日付けこ支家第233号こども家庭庁支援局家庭福祉課長通知）に基づいた対応が求められます。

特に、緊急に保護が必要であると認められる場合には、虐待を受けた被措置児童等について直ちに一時保護等の措置を講じるとともに、同じ施設等を利用している他の被措置児童等についても、一時保護等の措置や、加害者として特定された職員を指導から外す等の対応の必要がないかを確認し、こどもの安全を確保します。

施設等で被措置児童等虐待の事案が発生した場合には、当該施設等を利用する他

の被措置児童等への影響等があることから、継続した支援を行う体制が必要になることが多いと考えられます。

さらに、所管行政庁等（担当部署）は、被措置児童等（虐待を受けた被措置児童等及び必要な場合は当該施設等を利用する他の被措置児童等）への対応方針を検討し、児童相談所、施設等とよく連携した上で、被措置児童等の保護者に対して対応方針の説明を行い、了解を得ます。

また、こどもの意見表明や知る権利などにも配慮し、所管行政庁等（担当部署）は児童相談所、施設等と連携し、当該被措置児童等や施設職員等に対し、所管行政庁等（担当部署）による事実確認の結果や都道府県児童福祉審議会での検討の結果及び今後の対応方針等について、適切にフィードバックを行います。

8. 施設等への指導等

被措置児童等虐待の事実確認等を踏まえ、所管行政庁（担当部署）は、児童相談所（所管行政庁と措置を行う都道府県の知事が異なる場合は当該知事（担当部署））等と協力し、都道府県児童福祉審議会等の第三者からの意見も取り入れながら、以下の観点から当該被措置児童等虐待に関する検証を行うこととします。

- ・当該被措置児童等虐待が起こった要因
- ・施設等のケア体制や法人の組織運営上の問題
- ・再発防止のための取組（施設等における関係者への処分、職員への研修、事業者・施設や法人における組織・システムの見直し等）

これらの検証を踏まえ、施設等や法人に対し、児福法第34条の5、第34条の6、第34条の7の3、第34条の7の4、第34条の7の6、第34条の7の7若しくは第46条の規定に基づく権限又は内部監督権限を適切に行使しながら、必要な対応を行います。

再発防止策については、特に、事業者・施設の場合は、引き続き利用を継続する被措置児童等への影響や事業所職員・施設職員への影響等にも留意しながら、事業者・施設全体として、被措置児童等虐待等の問題が起こりにくい組織・システムとすること等が必要です。

組織・システムの見直しを進める場合には、例えば、法人としてこどもの権利擁護に関して詳しい第三者を加えた「検証・改善委員会」を立ち上げる等の対応が求められるところですが、その際には所管行政庁（担当部署）としても人選などについて協力・アドバイスしたり（例：弁護士、学識経験者、当該法人以外の施設関係者等）、委員会の議論をフォローすること（再発防止に向けた施設の再建の過程での運営への助言や職員のメンタルヘルスへの配慮等についての助言）等が必要です。

また、所管行政庁（担当部署）において施設等に対する指導・勧告・命令等を行

うに当たっては、法人が、実際に虐待を行った職員等に対する処分のほか、必要な場合には法人の理事や管理者・施設長に対する処分等、組織としてどのように対応しているかを踏まえ、行政としての対応を行う必要があります。

所管行政庁（担当部署）においてこれらの対応を行った後は、速やかに都道府県児童福祉審議会に報告する必要があります。

また、これらの対応については、口頭や文書による指導、勧告、命令等を一度限り行って終わるのではなく、所管行政庁（担当部署）は、都道府県児童福祉審議会ともよく連携を図りながら、当該事業者・施設や法人のケアのあり方、運営のあり方の見直しの進捗状況を継続して見守り、確認していく必要があります。最終的には、事業者・施設や法人からの報告を求め、具体的にどのように改善されたか等について実際に確認することが必要です。

里親・ファミリーホームについては事業者・施設と異なり、児童虐待又は被措置児童等虐待を行った者その他児童の福祉に関し著しく不適当な行為をした者と認定された場合は、里親の欠格事由に該当することとなり（児福法第 34 条の 20 第 1 項第 3 号）、これに基づき里親登録の抹消が行われます。そうした対応に至る前に、里親・ファミリーホームの養育者には、自らが行った養育に関し、委託児童からの苦情その他の意思表示について、迅速かつ適切に対応すること、都道府県（児童相談所等）から指導又は助言について必要な改善を行うことが定められています（里親が行う養育に関する最低基準（平成 14 年厚生労働省令第 116 号）第 13 条）。

こうした初期の対応は、問題の深刻化や被措置児童等の傷つきを早期に回避できることに加え、他の委託児童等への影響を最小限にとどめられることから、必要と判断される場合には躊躇せず対応することが肝要です。

また、児童相談所や里親支援センター、フォスタリング機関、施設の里親支援専門相談員等は、里親・ファミリーホームの養育者への定期的な訪問や委託状況調査を行い、里親・ファミリーホームの養育者の状態に応じたスキルアップのための研修等への参加の勧奨などを行います。

<児福法による権限規定>

第30条の2		都道府県知事	小規模住居型養育事業を行う者、里親、児童福祉施設の長、一時保護を行う者に対する必要な指示又は報告徴収
第34条の5	第1項	都道府県知事	小規模住居型児童養育事業を行う者、児童自立生活援助事業を行う者に対する報告徴収、立入検査等
第34条の6		都道府県知事	小規模住居型児童養育事業を行う者、児童自立生活援助事業を行う者に対する事業の制限又は停止命令
第34条の7の3	第1項	都道府県知事	意見表明等支援事業を行う者に対する報告徴収、立入検査等
第34条の7の4		都道府県知事	意見表明等支援事業を行う者に対する事業の制限又は停止命令
第34条の7の6	第1項	都道府県知事	妊産婦等生活援助事業を行う者に対する報告徴収、立入検査等
第34条の7の7		都道府県知事	妊産婦等生活援助事業を行う者に対する事業の制限又は停止命令
第46条	第1項	都道府県知事	児童福祉施設の設置者、児童福祉施設の長及び里親に対する報告徴収、立入検査等
	第3項	都道府県知事	児童福祉施設の設置者に対する改善勧告、改善命令
	第4項	都道府県知事	児童福祉施設の設置者に対する事業停止命令

なお、被措置児童等虐待のうち、身体的虐待は、刑法の「傷害罪」、「暴行罪」にあたり、死に至れば、「殺人罪」や「傷害致死罪」などに問われます。また性的虐待の場合は、「不同意わいせつ罪」、「不同意性交等罪」などに問われます。刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第239条第2項では、公務員はその職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発する義務のあることが規定されています。

被措置児童等虐待においては、所管行政庁等（担当部署）が事実関係を把握した段階やその後調査を進める中で、こどもの最善の利益の観点から告訴、告発が必要な場合には躊躇なく判断し、被害者による告訴の支援や行政として告発を行うことが必要です。（なお、被害者による告訴の支援については、二次被害が生じないよう配慮した対応が必要です。）

また、警察との連携については、何かあってから突然に連絡するのではなく、日頃から意見交換等の機会を持ち、円滑な協力関係を作ることが必要です。

被措置児童等虐待事案の対応例

①施設長も含めた複数の職員による体罰、暴言の事案の対応例

発見・通告（届出）	○施設を利用している３名のこども（小学生男児１名、女児２名）が権利ノートに記載されていた県児童福祉審議会の連絡先の電話番号に連絡（届出）。県児童福祉審議会の事務局である県児童福祉課が届出を受け、県児童福祉審議会委員に緊急連絡。
事実確認（調査）	○県児童福祉審議会委員の指示の下、県児童福祉課職員と児童相談所児童福祉司は、こどもの通っている学校に出向き、事実確認を実施。 ○３名のこどもからの聞き取り調査の結果、施設長や指導員２名、保育士３名が叩く、蹴る等の暴力や、暴言等の行為を訴えのあったこども以外の児童にも日常的に行っていたことが確認された。 ○県児童福祉課は、被措置児童等虐待の疑いがあるとして立入調査を実施し、施設長及び職員に調査を実施したところ、虐待行為について事実を認めた。
被措置児童等に対する支援	○最初の訴えを行ったこどもらは、訴えたことにより不安が高くなり、情緒不安定になったため、児童相談所の児童心理司によるケアを開始した。
児童福祉審議会への報告・意見聴取	○県児童福祉審議会において検証委員会を開催し、今回の事態が起きた背景や施設の管理・指導体制について検証を行い、改善に向けての提言を受けた。
都道府県による指導	○県児童福祉審議会検証委員会の提言を受け、具体的な再発防止に向けての取組を実施するよう指導 ・法人に対し改善勧告 ・法人の設置する「検証・改善委員会」の人选や運営等についての助言や参画
施設の対応	○法人及び施設は、県児童福祉審議会検証委員会の提言に基づく県からの指導により、以下の対応や取組を実施 ・臨時に理事会を開催し、施設の指導体制の改善に向けて第三者も含めた「検証・改善委員会」の設置と、施設長の交代と施設長及び職員の処分を決定 ・施設運営についての改善計画書の作成、提出 ・法人の他施設から職員を配置転換するなど指導体制の強化 ・体罰によらない援助技術獲得のための研修の実施
フォロー	○県と児童相談所が協力し、再発防止のための事後指導を実施 ・県児童福祉課による施設の改善状況の確認 ・児童相談所による被措置児童等の経過観察及び心理ケア ○法人及び施設の「検証・改善委員会」の継続、改善状況の確認

②職員による性的虐待の事案の対応例

発見・通告（届出）	○施設を利用しているこども（中2女兒）が中学校の教員に施設の男性職員から性的虐待を受けているとの訴えがあり、教員が児童相談所に相談。
事実確認（調査）	○児童相談所は通告の事実について県児童福祉課に連絡。 ○県児童福祉課職員と児童相談所児童福祉司は、こどもの通っている学校で事実確認を実施 ○被害を受けたこどもからの聞き取り調査の結果、半年にわたり、性関係を強要されていることが判明 ○こどもは、事実を打ち明けたことで、その日は施設に帰りたくないと訴えたため、児童相談所の一時保護施設で一時保護を開始。 ○県児童福祉課は、施設長に対し当該職員を指導から外すよう指示するとともに、事実関係や他の被害を受けたこどもがいないかどうかについての報告を求め、施設長から当該職員に確認したところ、当初は否認していたが、被害を訴えたこどもからの具体的な聴取内容を突きつけるとようやく事実を認めた。また、調査の結果、他のこどもへの被害については確認されなかった。
被措置児童等に対する支援	○被害を受けたこどもに対しては、被害状況や妊娠及び性感染症について確認するために婦人科の受診をさせるとともに、児童心理司によるケアを実施。 ○被害を受けたこどもの意向を十分聴取した上で刑事告訴を支援し、後日当該職員が強制わいせつ罪で逮捕された。 ○施設を利用している他のこどもに対し、同様の被害を受けていないかどうか確認するとともに、本件について、被害を訴えたこどもの立場に配慮しつつ説明を行った。
児童福祉審議会への報告・意見聴取	○県児童福祉審議会に報告し、検証委員会を開催し、今回の事態が起きた背景や施設の管理・指導体制について検証を行い、改善に向けての提言を受けた。
都道府県による指導	○検証委員会の提言を受け、具体的な再発防止に向けての取組を実施するよう指導（管理指導体制の改善） ・法人に対し改善勧告
施設の対応	○法人及び施設は、検証委員会の提言に基づく県からの指導により、以下の対応や取組を実施 ・当該職員の処分（懲戒免職） ・施設運営についての改善計画書の作成、提出
フォロー	○県と児童相談所が協力し、再発防止のための事後指導を実施 ・県児童福祉課による施設の改善状況の確認 ・児童相談所による被措置児童等の経過観察及び心理ケア ・こどもの権利擁護をテーマとした研修会の開催

③他の被措置児童等による身体的虐待と心理的虐待を放置した事案の対応例

発見・通告（届出）	○施設を利用しているこども（小１男児）が、同じ施設を利用しているこども（中１男児）から暴力をふるわれ、言葉の暴力もあると施設職員に相談した。施設職員がこども（中１男児）に確認したが事実を否認したため特に指導せず、被害が継続する。小学校の担任が、こども（小１男児）の顔面に内出血があることから、確認したところ、これまでの経過について担任に話した。校長は施設長に事情を説明し、こども（中１男児）への指導をするよう話をしたが、施設長からもこども（中１男児）に事実を確認するも否定したため、その後は特に指導をしなかった。その後、再度こども（小１男児）が足に怪我をしていたため、担任が確認すると、こども（中１男児）から蹴られたと判明し、校長が児童相談所に相談。
事実確認（調査）	○児童相談所は通告の事実について県児童福祉課に連絡 ○県児童福祉課職員と児童相談所児童福祉司によるこども（小１男児）からの聞き取り調査の結果、１年間にわたる暴力・暴言の被害を確認。 ○県児童福祉課職員と児童相談所児童福祉司は、施設長及び施設職員に調査。 ○児童相談所児童福祉司は、こども（中１男児）に事実を確認したところ、加害行為を否認したが、他のこどもに対し、被害を受けていないかどうかについても確認したところ、他のこどもも含め数名がこども（中１男児）からの暴力被害を継続的に受けていたことが判明した。
被措置児童等に対する支援	○こども（小１男児）に対しては、児童心理司による面接と心理検査の実施後、施設の心理療法担当職員が心理ケアを実施。 ○こども（中１男児）については、心理検査や行動観察のため一時保護を実施。こども（中１男児）は、これまで言わなかった在宅時の父親からの被虐待経験について話し出し、一時保護解除後は施設から児童相談所に通所し、心理ケアを継続的に実施。
児童福祉審議会への報告・意見聴取	○県児童福祉審議会に報告し、検証委員会を開催し、今回の事態が起きた背景や施設の管理・指導体制について検証を行い、改善に向けての提言を受けた。
都道府県による指導	○検証委員会の提言を受け、具体的な再発防止に向けての取組を実施するよう指導（管理指導体制の改善） ・法人に対し改善勧告
施設の対応	○法人及び施設は、検証委員会の提言に基づく県からの指導により、以下の対応や取組を実施 ・施設運営についての改善計画書の作成、提出

	・ 職員研修の実施（テーマ：児童間暴力、児童相談所との連携）
フォロー	○県と児童相談所が協力し、再発防止のための事後指導を実施 ・ 県児童福祉課による施設の改善状況の確認 ・ 児童相談所による被害児童の経過観察と加害児童への心理ケア

9. 都道府県児童福祉審議会の体制・対応

1) 所管行政庁（担当部署）による都道府県児童福祉審議会への報告

被措置児童等虐待について、被措置児童等の状況や通告等に係る事実を確認するための措置や、施設等に対する指導又は助言、被措置児童等の安全な生活環境を確保するために必要な措置を講じた場合は、所管行政庁（担当部署）は、以下の事項について都道府県児童福祉審議会へ報告しながら引き続き対応を行います。（児福法第33条の15第1項）

<報告事項>

- ①通告・届出等がなされた施設等の情報
（名称、所在地、種別）
- ②被措置児童等虐待を受けた又は受けたと思われるこどもの状況
（性別、年齢、その他心身の状況）
- ③被措置児童等虐待の状況
（虐待の種別、内容、発生要因）
- ④被措置児童等虐待を行った施設職員等の情報
（氏名、生年月日、職種）
- ⑤所管行政庁が行った措置の内容
- ⑥被措置児童等虐待が行われた施設等において改善措置が採られている場合にはその内容

所管行政庁と措置を行う都道府県の知事が異なる場合は、措置を行う都道府県の知事（担当部署）も上記事項（⑤の「所管行政庁」は「措置を行う都道府県の知事」とします。）について自らが設置又は指定する審議会等に報告しながら引き続き対応を行います。（児福法第33条の16の2第3項）

これらの報告については、数か月に1回程度定期的開催する審議会場で実施するほか、重大な事案の場合や審議会の委員が求めたときには、緊急に審議会を開催し、報告することが必要です。

こうした被措置児童等虐待の通告・届出等の対応について、所管行政庁（担当部署）は都道府県児童福祉審議会にその内容を報告するといった一連の手続きを経ることが求められています。これは、通告・届出等がなされたことについて、行政が行う手続きとしての客観性・透明性を確保するとともに、こどもの権利を擁護し、適切な対応が講じられるために重要であることを意味します。

所管行政庁（担当部署）は、こどもの最善の利益を護るという観点から、こうした手続きが確実に行われるよう確認に努める必要があります。

2) 都道府県児童福祉審議会による意見、調査等

都道府県児童福祉審議会においては、必要に応じて所管行政庁の対応方針等について意見を述べます。（児福法第 33 条の 15 第 2 項）

これは、被措置児童等虐待に対する対応等について、専門的・客観的な立場から意見を述べる仕組みを取り入れることで、所管行政庁によるよりの確な対応が可能となるよう設けられた仕組みです。

所管行政庁（担当部署）においては、例えば、施設職員等からの聞き取り内容と被措置児童等からの聞き取り内容に乖離がある場合、施設等が調査に拒否的な場合、専門的・客観的な立場からの意見が有効な場合などについて、専門的・客観的な立場からの意見を踏まえて調査・対応を進めることが可能となります。

さらに、都道府県児童福祉審議会は、所管行政庁（担当部署）だけでは調査が困難な場合や都道府県から報告された事項だけでは不十分な場合等には、必要に応じて、関係者から意見の聴取や資料の提供を求めることができます。（児福法第 33 条の 15 第 3 項）

所管行政庁と措置を行う都道府県の知事が異なる場合は、措置を行う都道府県の知事の対応方針等について、当該都道府県児童福祉審議会が必要に応じて意見を述べるとともに、措置を行う都道府県の知事（担当部署）や児童相談所だけでは調査が困難な場合や報告が不十分な場合等には、必要に応じて、関係者から意見の聴取や資料の提供を求めることができます。（児福法第 33 条の 16 の 2 第 3 項）

こうした多様な視点からの資料や情報を収集することは、都道府県児童福祉審議会においての事実確認をより進めやすくするとともに、事案発生の原因や過程を検証するための重要な判断の材料となり、また施設等においても改善や再発防止に資するものにもなります。

虐待等の問題が起こったときに、被措置児童等を含む関係者が可能な限り納得し、協力してその解決と施設等における養育・ケアの改善に取り組むことができるよう、都道府県は、積極的に都道府県児童福祉審議会の意見を求めながら、対応を進める必要があります。

3) 都道府県児童福祉審議会の体制

都道府県児童福祉審議会には大きく分けて 4 つの役割があります。

- ① 被措置児童等虐待の通告・届出を受けること。
- ② 所管行政庁の講じた措置等について報告を受けること。
- ③ 必要に応じ、所管行政庁に対し、意見を述べること。
- ④ 必要に応じ、調査を行うこと。

都道府県児童福祉審議会の体制については、

- ① 児童福祉、法律、医療等の専門家を含めた数名からなる被措置児童等虐待対応専門の部会を設置する。
- ② 児福法第 27 条第 6 項に規定する措置に関する事項について審議する部会において被措置児童等虐待についても審議する。
- ③ ①、②の部会に被措置児童等虐待対応専門の機動性のある実動チームを置く。などいくつかの方式が考えられます。それぞれの都道府県において実効性が高いと判断した体制で実施します。被措置児童等虐待に関し、専門的・客観的な立場からの意見を必要とする際には速やかな審議ができるよう、可能な限り頻回開催できるような形態を工夫することが必要です。

都道府県児童福祉審議会の委員については、弁護士、医師、児童福祉の専門家（学識経験者、児童福祉行政経験者、児童福祉施設関係者等）、社会的養護経験者も含め、こどもの心の状態やアタッチメント、発達について専門的に分析できる方や施設等の状況を適切に判断できる方になっていただくことが必要です。

都道府県児童福祉審議会は、被措置児童等虐待の通告や届出の受理機関となりますが、審議会の委員が夜間も含めて全ての通告や届出を受けることは困難であると考えられます。

このため、例えば、

- ① 電話受付は審議会の事務局が行うが、受理された通告や届出を速やかに委員へ連絡する仕組み
 - ② 審議会から一定の権限を委嘱された者が電話により通告や届出を受理し、軽微な案件については権限の範囲内で対応・事後報告し、重大・困難な事案についてはその都度委員に判断を仰ぐ仕組み
- 等の対応が考えられます。

なお、電話以外にもはがきやメール等の手段を活用し、委員が速やかにその内容を確認できるようにするなどの仕組みも有効と考えられます。

いずれの場合であっても、一時保護施設や公立施設等における虐待に関する通告や届出もあり得ることから、電話受付の際、審議会の委員自身が電話を受け付けず、事務局などが受け付ける場合には、審議会の事務局（又はその委嘱を受けた者、代理者）という第三者の立場で対応することが求められます。

このほか、一時保護施設や公立施設等における虐待に関する通告や届出が行われた場合には、事実確認等の段階から審議会の委員や第三者のより積極的な協力を求めることが考えられます。

10. 被措置児童等虐待の状況の定期的な公表

都道府県は、毎年度、被措置児童等虐待の状況、被措置児童等虐待があった場合に採った措置、市町村より報告を受けた事項、その他内閣府令で定める事項を公表

するものとされています（児福法第 33 条の 16 第 2 項）。公表は大都市特例の対象外となりますので、指定都市・中核市・児童相談所設置市においては、下記の公表項目について都道府県に報告する必要があります（同条第 1 項）。

この定期的な公表制度は、各都道府県において、被措置児童等虐待の状況を定期的かつ的確に把握し、各都道府県における被措置児童等虐待の防止に向けた取組を着実に進めることを目的とするものです。したがって、被措置児童等虐待を行った施設名等を公表して施設等に対し制裁を与えるとの趣旨ではありません。

こうした点に留意しつつ、制度を運用することが必要です。

公表の対象となる被措置児童等虐待は、所管行政庁が事実確認を行った結果、実際に虐待が行われたと認められた事案を対象とし、次の項目を所管行政庁別に集計した上で、都道府県のウェブサイトに掲載することにより公表します。

（都道府県が公表する項目）

① 被措置児童等虐待の状況

- ・虐待を受けた被措置児童等の状況（性別、年齢階級、心身の状況 等）
- ・被措置児童等虐待の類型（身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待）

② 被措置児童等虐待に対して都道府県が講じた措置（報告聴取等、改善勧告、改善命令、事業停止等）

※ 児福法第 33 条の 16 第 1 項に基づき、市町村から報告を受けた場合は、市町村が講じた措置を含む。

③ その他の事項

- ・施設等の種別（里親等、社会的養護関係施設、障害児施設等、一時保護施設等）
- ・被措置児童等虐待を行った施設職員等の職種

なお、この制度は、個別の被措置児童等虐待の事案の発生・発覚の際に、都道府県が虐待を受けた被措置児童等や他のこどもへの影響に配慮した上で適切に事案の公表を行うことを何ら妨げるものでもありません。

1 1. 被措置児童等虐待の予防等

「2. 基本的な視点」で前述した内容とも重なりますが、施設等における被措置児童等虐待を予防し、また、虐待が発生した場合も再発防止を図るためには、以下のような取組が進められるよう、都道府県として常に配慮することが必要と考えます。

さらに、本ガイドラインも参考としつつ、各都道府県において、ケアのあり方や権利擁護を図るための取組方法などについてガイドラインを作成すること、関係者の勉強会を行うことなどを通じ、都道府県内の関係者が共通の認識と、連携を深め、それぞれの各地域でよりよいケアが行うことができる体制作りを進めていくことが

何よりも重要です。

1) 風通しのよい組織運営

事業者・施設においては、被措置児童等の支援には、必ずチームを組んで複数の体制で臨むこととし、担当職員一人で抱え込むことがないようにします。

このためには、ケアの体制を考える際に、様々な職種がチームとなって1人のこどもに対応するシステムとするとともに、被措置児童等の自立支援計画等の見直しや対応方法の検討が必要な場合には、チームで意思疎通を図りながら行うことが必要です。

被措置児童等の支援に当たっては、個々の職員のケア技術や資質の向上等が求められることはもちろんのことですが、法人の理事会や第三者委員会が十分機能していなかったり、管理者・施設長に職員が意見を言えない雰囲気があったり、又はこどもに対する不適切な処遇が日常的に行われており、これが当然という雰囲気があるなど、組織全体として問題があると、深刻な虐待につながる可能性があります。

施設職員等が意思疎通・意見交換を図りながら、こどものケアの方針を定め、養育内容の実践、評価、改善を進めていくなど、風通しのよい組織作りに努めます。

また、分園型小規模グループケアや地域小規模児童養護施設については、その構造や限られた人員配置の問題から、第三者的な他者の視点が入りにくく、こどもに対する不適切な対応や独善的な処遇が常態化してしまうおそれがあるといったことに留意する必要があります。

そのため、地域小規模児童養護施設等については、応援職員の派遣や管理職員らの巡回、地域小規模児童養護施設等バックアップ職員の配置等により本体施設との連携・連絡を密にするといった配慮に加え、地域小規模児童養護施設等職員の資質向上を目指したこどもの権利擁護や被措置児童等虐待に関する研修の機会を確保したりすることやスーパービジョンの体制を整えたりすることも重要です。

2) 開かれた組織運営

都道府県の監査においては、会計面の監査のみならず、ケアの内容に関しても監査を実施することが必要です。被措置児童等虐待の防止に向けた体制整備状況について確認することはもちろんのこと、指導監査時に被措置児童等虐待の端緒を把握する事案もあることから、被措置児童等虐待や不適切な取扱い、権利侵害のおそれのある事案が発生していないかという視点を持って確認することに加え、必要に応じて、被措置児童等から聞き取りを行うなどして点検に努めます。

また、施設等においても、第三者委員の活用や第三者評価の活用など、外部からの評価や意見を取り入れることにより運営の透明性を高めるようにします。

透明性を高めるに当たっては、第三者委員を入れるだけ、第三者評価を受ける

だけ、というようにそれぞれの仕組みをバラバラに使うのではなく、第三者委員が述べた意見が、法人の理事会、施設の基幹的職員（スーパーバイザー）に伝わる仕組みを作ることや、それぞれの仕組みで検討した改善事項について関係者が共通認識をもって、取り組むことが重要です。

3) 施設職員等の研修、資質の向上

職員のこどもに対する対応方法が未熟であったり、職員がこどもに関する悩みを抱え込むことなどが要因となり被措置児童等虐待が起こることがあります。職員個人の主観としては、「こどものため」に行っていることであっても、結果的には被措置児童等虐待につながってしまうこともあります。

このようなことが起こらないよう、まず、職員の意欲を引き出し、これを活性化するための研修や事業者・施設の組織的な運営・体制を整えるための研修が必要です。このほか、職員のケア技術向上のための研修を実施することが必要です。また、特定の職員がこどもに関する悩みを抱え込むことがないよう、基幹的職員（スーパーバイザー）が指導することや自立支援計画のマネジメントを実施することなどが必要です。

また、都道府県や地域単位で関係者が集まり、研修会の開催やケーススタディ等を行うことにより、個々の職員の視野が広がるとともに、関係者全体として、被措置児童等虐待への対応や予防に関する認識の共有化やノウハウの蓄積が期待できます。

4) 里親家庭・ファミリーホームにおける予防的な視点

里親家庭やファミリーホームにおいては、里親や養育者及び補助者等（以下「里親等」という。）のみの限られた者による養育であるため、こどもの問題を里親等だけで抱え込むといった状況に直面することが多くなります。養育に関する悩みを感じ始めた場合には、なるべく早い段階で児童相談所や里親支援センター、フォスタリング機関、施設の里親支援専門相談員、所属する里親会等の相談支援を活用することが重要です。そのためには、日頃からそれら相談機関との連携を密にし、軽微な問題や養育以外の問題についても気軽に話せる関係性を構築しておくことが望まれます。

日々の養育疲れ等のストレスにより、一時的なりフレッシュが必要と感じた場合には、積極的にレスパイトのサービスを活用することも効果的です。

また、こどもが委託されて間もない段階では、こどもの試し行動として、敢えて里親等を困らせるような問題行動を起こすこともあります。こどもとの関係で困難な場面に陥った場合には、タイムアウトの手法を用いることで、こどもと里親等双方にクールダウンの効果が図られます。こういったアンガーマネジメントの手法を取り入れるといった工夫も、不適切な養育に陥らないためにも有効であると考えられます。

このほか、社会的養育機関が開催する研修・学習会へ積極的に参加して、養育の在り方、課題対応等について学習をすすめ、家庭の暮らしに反映させる工夫も大切です。

5) こどもの意見を踏まえた、こどもの最善の利益を実現する仕組み等

社会的養護のもとにいるこどもにとって、児童相談所の措置等によって生活することになった里親家庭やファミリーホーム、施設は、本来、安全な環境で安心して過ごせる場所です。しかしながら、それまで自己決定の機会が乏しい状況におかれてきたこどもにとっては、自らの思いを表現することができずに感情を不必要なまでに溜め込んでしまったり、表明したい気持ちの言語化が苦手だったり、自身にまつわる様々な決定に対してははっきりと不服を伝えられなかったりすることがあります。このため、こうした日常生活の場面においても、生活の中で抱く悩みや不満等についてこどもが自らの意見又は意向を表明できるように支援していく必要があります。

こどもの意見や意向等を聞き取り、こどもが置かれている状況を可能な限り説明すること、こどもが自らの置かれた状況や今後の支援の方向性について理解できていない点があれば、児童相談所の児童福祉司の協力を得るなどして再度分かりやすく説明すること、暮らしの環境や日々の過ごし方にこどもの意見を確実に反映していくこと、こどもが持つ自らの権利や必要なルールについて理解できるよう学習を進めることなどが重要です。

具体的には、

- ・児福法第 27 条第 1 項に規定する措置を実施する際に、こどもの置かれている状況の説明、今後の生活についての理解を深めるようにする。
 - ・定期的に個別にこどもとコミュニケーションを持つ機会を設け、こどもが現在置かれている状況に関する意見や疑問等に応える。
 - ・自立支援計画の策定や見直しに当たっては、こどもの意見を聞き取り、確実に反映させる。
 - ・措置変更や措置解除を行う際には、事前にこどもの意見も踏まえて話し合う。
 - ・こどもが現在受けている対応がおかしいと思ったら、それを外部に伝えても訴えても良いということを伝える。
 - ・第三者によるこどもの意見聴取の機会を設け、暮らしの環境や日々の過ごし方について、こどもたちと話し合いながら、こどもの意見を確実に反映させる。
 - ・事業・施設の運営について、こどもたちの意見を反映させる機会を設ける。
- 等の取組が必要です。

また、こどもの置かれた状況やこどもの権利などを記したいいわゆる「子どもの権利ノート」等を活用し、措置を行う際や措置中にこどもが自らの権利を理解するための学習を進めることも重要です。

いずれの場合でも、自らの意見を明確に述べることと、「わがまま」を言うこと

は区別されること、権利として主張すべきことと守るべきルールがあることなどについて、こどもがよく理解できるように分かりやすく丁寧に繰り返して説明することが必要です。これらの取組を進めるためには、施設職員等に対して定期的にこどもの権利に関する学習機会を設け、研修を実施することが必要です。

＜具体的な権利ノートへの記載事項やこどもの権利の学習に関する取組例＞

- ・ 被措置児童等を対象とした「子どもの権利ノート」やこどもの権利についての学習会の開催（再掲）
- ・ 「子どもの自治会」等の開催を通じた被措置児童等による主体的な取組や、「意見箱」の設置、第三者による意見聴取機会の設定、意見を実現するための委員会の設置等、こどもの意見を聴き取る仕組みづくり（再掲）

なお、自らの力では被害を訴えることが難しいこども（例：乳児・重度の障害児）もあります。そうしたこどもの状況に配慮し、意見を察知するといったことも重要であり、そのためにはこどもの権利の実現に向けて、施設職員等の意識向上を図り、相互啓発していくことがより一層望まれるところです。

こどもの意見・意向の聴取にあたっては、「こどもの権利擁護スタートアップマニュアル」（令和5年12月26日付けこ支虐第224号こども家庭庁支援局長通知）を参照してください。

Ⅲ 参考資料

被措置児童等虐待通告等受理票（例）

受付日時	令和 年 月 日 午前・午後 時 分	受理者	
------	-----------------------------------	-----	--

通告内容

虐待の種類	1 身体的虐待 2 性的虐待 3 ネグレクト（養育の怠慢・放棄） 4 心理的虐待
通告の内容及びこどもの状態 （虐待の内容、時期、こどもの心身の状態、施設等の対応、特に注意を要する事項について）	

こどもについて

氏 名		男・女	年齢	歳	生年月日	平成 令和	年 月 日
学 校 等	保育所・幼稚園・（ ）学校・その他					学 年 等	
施設等名称							
施設等住所							
施設等代表者				担当者名・職名			

虐待者について

氏 名		男・女	年齢	歳			
児童との関係					役職名		

通告者について

氏 名		男・女	児童との関係				
匿名希望	あり・なし	所属			連絡先		